

稲美町有機農業実施計画

1	市区町村
	兵庫県加古郡稲美町
2	計画対象期間
	令和7年度～令和11年度
3	対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
ア	用語の定義
	(i) 有機農業の定義
	本計画における「有機農業」とは、化学合成農薬及び化学肥料を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、有機 JAS 認証の有無にかかわらず、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
	(ii) 有機農産物の定義
	販売する農産物の表示において「有機」「オーガニック」等の用語を使用する場合は、有機 JAS 制度に基づく認証を受けたものに限るため、本計画における「有機農産物」とは、(i) で定義した「有機農業」で生産された農産物をいう。
イ	有機農業の現状
	稲美町は播磨平野東部の東播磨地域に位置しており、東は神戸市、南は明石市、西は加古川市、北は三木市と4市に隣接している。総面積は34.92km ² で、南北6.5km、東西7.9kmであり、気候は瀬戸内式気候に属するため、年間を通じて温暖・少雨である。
	総面積のうち、「都市計画法」に基づく都市計画区域は町全域の34.92km ² であり、市街化区域3.26km ² 、市街化調整区域31.66km ² である。また、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域は、市街化区域と大きな森林区域等を除いた地域であり、その面積は概ね3,000haとなっている。その他にも、農地が全体の半数以上を占めており、その農地を潤すために町内全域に88か所のため池が点在していることが本町の特徴となっている。
	農産物としては、六条大麦の栽培が盛んであり、西日本でも最大規模の産地となっている。その他特別栽培米の「万葉の香」をはじめとし、いなみ野メロン、いなみトマト、スイートコーン、キャベツ、ブロッコリーを「稲美ブランド」として認証し、町内のみならず、近隣市町の方々にも認知されるところとなっている。
	現在の有機農業に対する取組状況は、1団体(環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組を実施する経営体)のみではあるが、令和5年度には稲美町有機農業研究会を立上げ、稲美町における有機農業の可能性について、農業者、関係機関とともに研鑽を積んでいるところである。稲美町の自然豊かな環境を未来へ繋いでいくために、環境にやさしい農業のさらなる推進が必要であるため、稲美町有機農業研究会を

中心とした関係機関の連携体制によって、生産者の技術向上にかかる講習会の実施、消費者の理解醸成を促すイベントの展開や新たな販路の開拓などを検討し、生産から消費までを一体となって推進する産地を目指していく。

ウ 5年後に目指す目標

(令和5年度を起点年度とし、令和7年度から令和11年度にかけての目標を設定)

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------------------|
| ○有機農業の面積拡大 | 令和5年度 3.7ha ⇒ 令和11年度 15.0ha |
| ○有機農業に取り組む農業者の増加 | 令和5年度 1者 ⇒ 令和11年度 5～7者 |
| ○化学合成農薬・化学肥料不使用
米の学校給食への提供 | 令和5年度 2.3t ⇒ 令和11年度 完全実施
(※令和5年度は化学肥料不使用米) |

(対象：町内公立全小中学校)

4 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組み

(i) 有機農業の普及

- ・新たに有機農業に取り組もうとする農業者に対して、有機栽培技術等の講習会を開催することにより、有機農業取組者の増加を図る。
- ・有機農業の実証ほ場を町内に設置し、ほ場管理の方法、収量確保策等を学ぶ場を設ける。
- ・稲美町有機農業研究会を通じて、生産者同士の情報共有や意見交換などを行うことで生産者組織の強化を図る。

(ii) 栽培技術の普及

兵庫県(加古川農業改良普及センター)、JA、町が連携し、有機農業の栽培技術の普及を図る。稲美町有機農業研究会を中心に、栽培講習会の開催や視察研修を実施する。

(iii) 有機JAS認証取得支援

有機JAS認証取得に係る負担の軽減措置等、取得支援の検討を行う。

(iv) 有機農業推進の特定区域および栽培管理協定の検討

有機農業推進の特定区域について、町全域での設定を目指し、検討会にて検討を行う。また、特定区域における、有機農業と慣行農業が相互によりよい営農環境を整備することを目的とした栽培管理の協定についても、並行して検討を行い、令和8年度中の締結を目指す。

イ 有機農業や有機農産物の流通、加工、消費等の取組

(i) 有機農業のPR

有機農業の出展イベント等に参加し、町の有機農業に係る取組、町内で生産された有機農産物をPRすることにより、知名度の向上や町内外の流通先の確保を図るとともに広く情報発信する。

また、町内においては、有機農産物を使用した試食会や、生きもの調査イベント等を実施するなど、消費者の理解醸成の促進に努めるとともに、町内事業者（飲食店、商工業者等）に向けて有機農産物等に係る情報提供を行い、地産地消及び飲食店での導入並びに加工品開発の促進を行う。

(ii) 学校給食への導入

特別栽培米の「万葉の香」を30年以上にわたり学校給食へ提供しており、長く親しまれているところである。次世代の消費を担う子どもたちの有機農業への更なる理解醸成を進めるため、学校給食へ提供される「万葉の香」の全量を化学合成農薬・化学肥料不使用米へ切り替えることを目指していく。

5 取組の推進体制

ア 実施体制図

別紙のとおり

イ 関係者の役割

(i) 行政機関（加古川農林水産振興事務所、加古川農業改良普及センター、稲美町）
稲美町有機農業実施計画に基づく事業の実施に必要な事務、政策支援、情報発信
栽培支援

(ii) 生産者
有機農業の実践、取組拡大、情報発信

(iii) 兵庫南農業協同組合
有機農産物の販売促進、情報発信、栽培支援

(iv) 事業者
有機農産物の流通、販売、加工品開発

(v) 町内飲食店
有機農産物の提供、消費拡大

(vi) 学校給食
有機農産物の提供、消費拡大

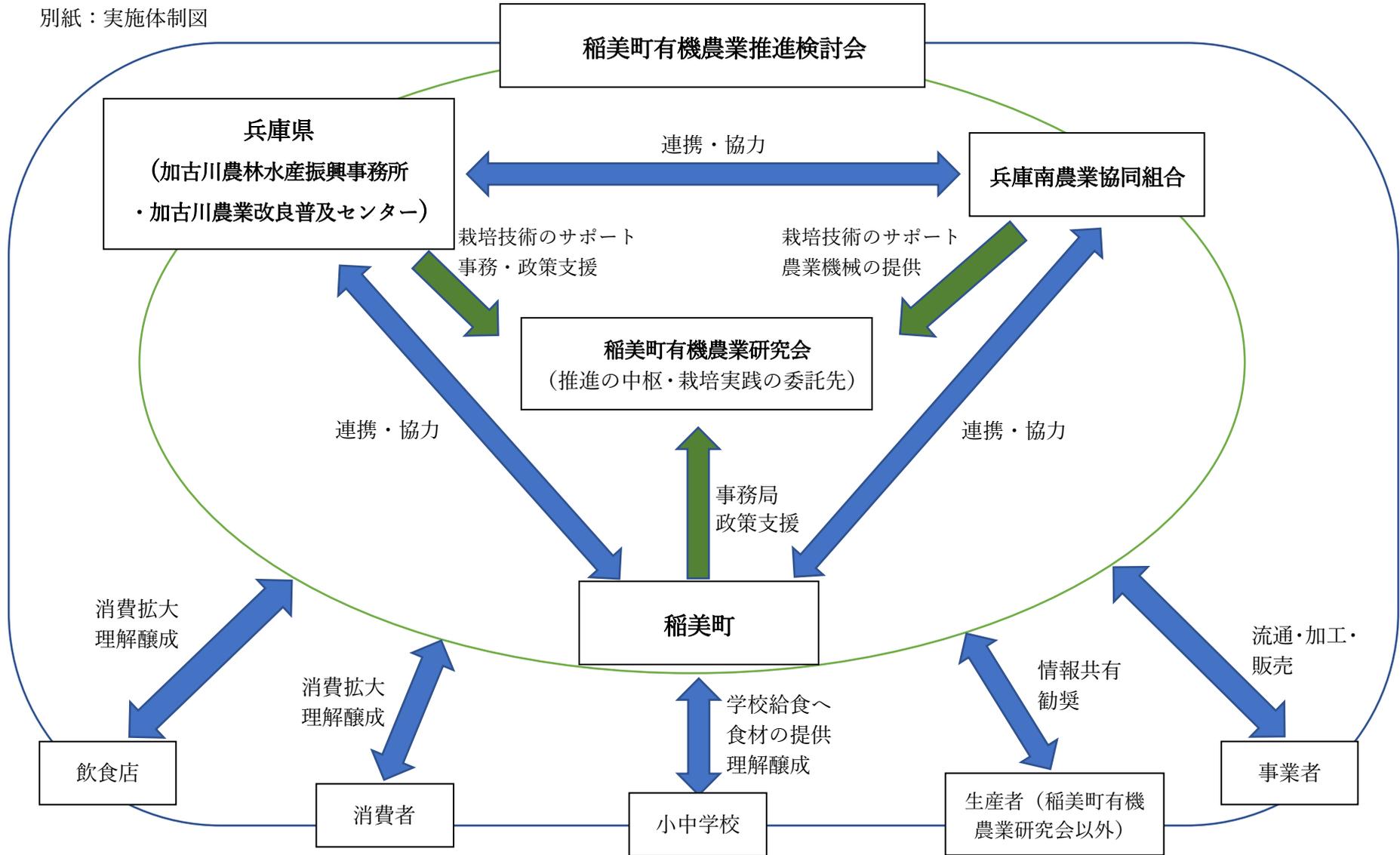
(vii) 消費者
有機農産物の消費拡大、理解醸成

6 本事業以外の関連事業の概要

環境保全型農業直接支払交付金

7 資金計画
別紙のとおり
8 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について
兵庫県と共同で作成する「環境と調和のとれたみどりの食料システム推進基本計画」に沿って推進する。
9 その他

別紙：実施体制図



別紙：資金計画

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
内容	1. 生産段階の取組 ・研究ほ場設置 2,612千円	1. 生産段階の取組 ・研究ほ場設置 3,444千円	1. 生産段階の取組 ・研究ほ場設置 200千円	1. 生産段階の取組 ・研究ほ場設置 200千円	1. 生産段階の取組 ・研究ほ場設置 200千円
	2. 流通・加工・消費等の取組 ・消費促進（イベント、試食会等） 300千円 ・学校給食への提供 5,760千円	2. 流通・加工・消費等の取組 ・消費促進（イベント、試食会等） 300千円 ・学校給食への提供 7,200千円	2. 流通・加工・消費等の取組 ・消費促進（イベント、試食会等） 300千円 ・学校給食への提供 9,600千円	2. 流通・加工・消費等の取組 ・消費促進（イベント、試食会等） 300千円 ・学校給食への提供 15,360千円	2. 流通・加工・消費等の取組 ・消費促進（イベント、試食会等） 300千円 ・学校給食への提供 15,360千円
	3. その他 ・検討会運営 160千円	3. その他 ・検討会運営 160千円	3. その他 ・検討会運営 160千円	3. その他 ・検討会運営 160千円	3. その他 ・検討会運営 160千円